

令和7年度

一関市立一関東中学校 第3回学校運営支援協議会

日時 令和7年12月5日(金) 14:30～

会場: PC室

【次 第】

- 1 開 会 (副校長)
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 報告・協議
 - (1) 経過報告
 - (2) 第2回教育についてのアンケート結果
 - (3) その他
- 5 熟 議
 - (1) テーマ「地域C o、情報発信について」「一関東中学校における活動の精選」

説明→熟議→シェアリング→まとめ

 - A 佐藤和枝会長・吉田聖樹委員・尾形正代委員・小山洋子委員
 - B 井上海副会長・佐藤勝委員・菅原勝委員
 - C 佐々木春枝委員・鈴木征子委員・木村篤委員

※当日、変更する場合もございます。(出欠席による)
- 6 連 絡
 - (1) 今後の日程について (予定)
 - (2) その他
- 7 閉 会 (副校長)

令和7年度 一関市立一関東中学校 学校運営支援協議会委員名簿

	役職	氏名	所属等	備考
1	会長	佐藤 和枝	一関東中学校 PTA 会長	真滝
2	副会長	井上 海	一関東中学校 PTA 副会長	弥栄
3	委員	佐々木 春枝	一関東中学校元評議員	弥栄
4	委員	吉田 聖樹	牧澤神楽保存会代表	真滝
5	委員	佐藤 勝	富沢神楽保存会代表	弥栄
6	委員	鈴木 征子	真滝地区主任児童委員	真滝
7	委員	尾形 正代	弥栄地区主任児童委員	弥栄
8	委員	菅原 勝	滝沢地域振興協議会代表	真滝
9	委員	木村 篤	弥栄地区まちづくり協議会代表	弥栄
10	委員	小山 洋子	真滝幼稚園長	真滝
11	副会長	菅原 理日	一関東中学校校長	一関東中
12	事務局	小林 義幸	一関東中学校副校長	一関東中

4 報告・協議

(1) 経過報告

月	日	主な活動
6	14、15	一関地方中総体 男子ソフトテニス部 第5代表、個人：千葉/阿部組 ベスト8 バドミントン部 団体1位、 女子シングルス 橋本さくら 3位 女子ダブルス 佐藤/熊谷組 2位 男子シングルス 小野寺陽斗 2位 卓球部 団体3位
6	25、26	期末テスト
6	28	環境整備作業
7	4	漢字検定
7	10	建設業ふれあい事業
7	12	県中総体（卓球・ソフトテニス・バドミントン）
7	16～22	1学期期末面談
7	17	2年ジョブカフェ講話
7	19～21	県中総体
7	23	1学期終業式 地区奉仕活動
7	28～30	最先端科学体験研修（筑波）
7		毛越寺あやめ祭り写生会 毛越寺賞 千葉心遥
8	20	2学期始業式
8	21	実力テスト
8	25～29	2年社会体験学習
8	26	1年平泉研修
8	27	わたしの主張一関地区大会 3年小野寺陽斗 優良賞
8	28	最先端科学体験事後研修会
8	29	一関英語暗唱大会 小野寺陸 6位入賞
9	1	防災の日
9	4	1日補導員
9	5	第2回学校運営支援協議会
9	8	地方駅伝
9	9	市独唱大会
9	13～	地方新人大会
9	24	P T A役員会
9	25	中間テスト
9	30	学校保健会
10	1	県学調

10	7	1 年工場見学
10	14	立会演説会、役員選挙
10	18、19	県新人大会前期
10	26	文化祭
10	31	I L C 特別授業
11	6	避難訓練
11	13	一関地方中文祭
11	15、16	県新人大会後期
11	18	生徒総会
11	21	授業参観、家庭教育学級
11	25、26	期末テスト
11	28	県中文祭舞台発表
11	29	滝沢・弥栄モデル実践区教振実践発表会
12	5	第3回学校運営支援協議会
12	24	終業式 地区奉仕活動

(2) 第2回「教育についてのアンケート結果」について (別紙)

memo

(3) その他

5 熟 議

(1) 熟議について（再掲）

「熟議」とは、多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら政策を形成していくこと。政策を形成する際、①多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、②課題について学習・熟慮し、討議をすることにより、③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、④解決策が洗練され、⑤個々人が納得して自分の役割を果たすようになる、というプロセスのことを言う。

【前回】「地域コーディネーターの必要性」

- ・学校と地域を繋ぐ役割。人材発掘や情報発信等。
- ・共に生徒を育てていく仲間を増やす
- ・やる気のある人、地域をよく知っている人、時間のとれる人、情報発信してくれる人

【テーマ1】「地域COとしてかかわって下さる方、情報発信をして下さる方の候補」

【テーマ2】「一関東中学校における協働活動について」

R 7 一関東中学校の主な活動（地域協働活動・体験活動ほか）

- 0 地域ボランティアの方々による鶏舞かぶと制作（総合文化部）
- 1 鶏舞着付け教室 0514
- 2 運動会における鶏舞披露 0517
- 3 親子環境整備作業 0628
- 4 学校運営支援協議会（年4回）
- 5 東塾（教え合い学習）
- 6 地区奉仕活動（夏冬）
- 7 1年平泉研修
- 8 社会体験学習
- 9 授業参観（年3回）
- 10 文化祭（いやさか太鼓）
- 11 弥栄・滝沢市民センター祭りへの出品
- 12



どのように関わることができるか？

6 その他

(1) 今後の日程について（予定）

【第4回】学校運営支援協議会

令和8年 2月 5日（木）14：30～

- ・令和7年度総括
- ・令和8年度 一関東中学校学校運営について

(2)

○一関市学校運営支援協議会規則

令和4年1月31日
教育委員会規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

（協議会の目的）

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校(一関市立学校条例(平成17年一関市条例第69号)第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

（設置）

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校又は地域の名称を冠するものとする。

（委員の任命）

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校(以下「対象学校」という。)の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

（任期）

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第7条 委員の報酬は、別に定める。

（守秘義務等）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
- (3) 特定の個人に関するものでないこと。
- (4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。